平成２２年（フ）第６５７号
茨城県ひたちなか市大字田彦521番地４
債務者　菊池　光代
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６６８号
茨城県水戸市田野町619番地の１
債務者　岩見谷京子（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５３５号
金沢市長町２丁目４番20号
債務者　林　　秀樹
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２号
石川県能美市中町ツ125　長谷川方、住民票上の住所石川県能美市大成町２丁目28番地
債務者　山道　　進
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４５２号
山梨県甲州市塩山竹森1093番地１　Ｔ１―106
債務者　鈴木　　一
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
山梨県南アルプス市小笠原2313番地２
債務者　鈴木　　知
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
山梨県笛吹市石和町唐柏977番地11
債務者　秋山　桂子
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
山梨県甲斐市篠原2348番地11カーサ　ダイユウ202
債務者　藤本　久子
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８０号
山梨県甲府市大里町2682番３　メゾン北岳102号室、住民票上の住所山梨県甲府市宮原町259番地１ヨダハイツＢ408号室
債務者　戸松　弘貴
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
山梨県南アルプス市徳永１番地４　コーポラス勇210
債務者　山田　美枝
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
山梨県笛吹市石和町河内258番地５
債務者　丸山　辰美
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７号
長野県上田市小島184番地１　セレスＢ棟１号
債務者　近藤　知子
１　決定年月日時　平成22年11月10日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１０５号
岐阜県可児市今渡1804番地１　プレシャスコート301
債務者　鈴木　章太
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第４１９号
大津市桜野町２丁目４番７―515号
債務者　前川　憲司
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２２号
滋賀県湖南市中央５丁目４番地３　メゾンドブランシュ甲西210号
債務者　辻　　和浩
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３０号
大津市大萱２丁目12番５号
債務者　稲田みさ子
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４７号
滋賀県湖南市水戸町３番地３パリオ甲西506号
債務者　大山　憲司
１　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
大津地方裁判所民事部